

## 中国における小売・卸売役務商標 の保護の現状について



道下理恵子  
パートナー  
米国 NY 州弁護士



胡文静  
アソシエイト  
中国弁護士

### Bird & Bird 法律事務所

Bird & Bird 法律事務所は 1995 年に中国進出以降、北京、上海及び香港を拠点に中国知財案件を代理している。道下理恵子氏は当該事務所のパートナーであり、長年に亘り上海・北京を拠点に日本企業の権利化から紛争解決まで幅広く代理している。胡文静は中国律師であり、Bird & Bird の提携事務所羅傑律師事務所 (Lawjay Partners) で数多くの日本企業の知財訴訟案件を代理している。

### 概要

中国で商標出願する場合、国家工商行政管理総局商標局が公表する「類似商品・役務区分表」に収録されている規範的な商品・役務を指定する必要がある。現在のところ、中国では「小売・卸売」という役務の指定が原則として認められていないが、例外的に医薬用、獣医用、衛生製剤および医療用品の小売・卸売に限って認められている。小売・卸売事業に使用する商標を権利化する場合、小売・卸売の概念に最も近いと考えられている役務「販売促進（他人のため）」（中国語：替他人推销）（区分表第 35 類第 3503 類似群）を指定することが広く行われているが、実務では、商標局、商標評審委員会および裁判所において、役務「販売促進（他人のため）」と他の商品または役務との類似関係に関する判断が統一されていないので、この役務を指定することにより、小売・卸売の事業がどこまでカバーされるかは不明瞭である現状である。したがって、小売・卸売に使用する商標の権利化および権利行使の際には、この問題を考慮した対策が重要となる。

### 関連する行政規定またはまたは司法判断

商標局が 2004 年にした四川省工商行政管理局からの正式質問に対する回答（商標申字【2004】第 171 号）では、国際分類第 35 類にある役務「ショッピングモール・スーパーマーケット」が小売・卸売を含むか否かの問題について、「『類似商品・役務区分表』第 35 類の役務には商品の卸売・小売は含まれず、ショッピングモール・スーパーマーケットの役務は当該区分の内容に属さない。当該区分の「販

売促進（他人のため）」役務は、他人が販売する商品（役務）のためにアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどの役務を提供する行為を指す。」と説明した。

そして、2012年に公表された「類似商品・役務区分表」の改正では、第35類にはじめて医薬用、獣医用、衛生製剤および医療用品の小売・卸売が追加された。それから現在に至っては、その他の小売・卸売役務が追加されていない。

さらに、小売・卸売役務を提供する出願人が一般的に指定する第35類役務「販売促進（他人のため）」に対する判断について、北京市高级人民法院は、2016年に行政訴訟（三年不使用取消請求案件）において以下の解釈を示した。

1) 「類似商品・役務区分表」第3503類似群の「販売促進（他人のため）」役務とは、他人が販売・提供する商品・役務のためにアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどのサービスを提供することを意味し、当該役務を提供する主体は商品または役務の販売者または提供者であり、小売・卸売の形で消費者に商品または役務を販売または提供することによって価額の差で商的利益を得る事業を含まない。

2) 現在中国では医薬用、獣医用、衛生製剤および医療用品の小売・卸売以外の小売、卸売の役務の出願を認めていないため、商標不使用取消審判事件においては、「販売促進（他人のため）」役務に該当するか否かは、実際の役務の実質的な特徴により認定すべきである。

3) 現在の商業取引、経営態様の多様化の特徴に鑑み、係争商標の権利者がショッピングモール・スーパーマーケットのみであることにより、係争商標が「販売促進（他人のため）」役務に該当しない旨認定すべきではない。

4) 案件において提出された証拠と合わせ、ショッピングモール・スーパーマーケットなどの経営主体が場所の提供などの形式で商品または役務の販売者または提供者と商業提携したことを証明することができ、かつ販売促進活動のチラシ、促進活動の企画案、新聞・刊行物での販売促進の広告、コンサルティングなど、販売者または提供者の販売商品または役務のためにアドバイス、企画、宣伝、コンサル

ティングなどの役務を提供したことを証明できる場合、かかる行為は係争商標の「販売促進（他人のため）」の役務における商標法上の使用に属する。

上述した裁判所の判断では、「販売促進（他人のため）」の役務とその他の「商品・役務」との関係について若干の解釈は示されたが、不使用取消請求や商標権侵害事件において、商標局、商標評審委員会、裁判所の考えは必ずしも統一されているわけではない。

### 留意点

以上により、小売・卸売に関しては、中国では未だ医薬品等の一部商品の小売・卸売しか認められていない。小売・卸売役務を提供する出願人は、一般的には小売・卸売の概念に最も近い第35類の役務「販売促進（他人のため）」を指定するが、この役務の外延およびその他の商品・役務との類似関係が不明瞭であるため、出願時に役務を選定する際に、具体的な事業内容に基づき、その他に類似する役務（例えば「マーケティング」や、「小売り目的の通信媒体における商品の展示」、「商品・役務のセラーとバイヤーのためのオンラインマーケット提供」等）をも同時に追加して保護範囲を広めに取得しておくことが考えられる。さらに、小売・卸売で取り扱う商品についても商標を出願することが理想的である。出願のコストは嵩むが、模倣・権利侵害が深刻な中国においては、常に防衛的な観点から追加出願を行うのが望ましい。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）